

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 市街地再開発組合の設立認可……………一  
……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十八の二第一項に規定する知事が別に定める方法……………一  
……………(環境局都市地球環境部総量削減課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………三  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 貸金業法による行政処分(二件)……………五  
……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………五
- 家畜人工授精師の登録……………五  
……………(産業労働局農業振興事務所振興課)……………五
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五  
……………(建設局河川部指導調整課)……………五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六  
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………七  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………七
- 障害者支援施設の施設整備及び運営事業者の公募……………八  
……………(福祉保健局障害者施策推進部居住支援課)……………八

## 告 示

- 東京都江東通動寮の運営事業者の公募……………(同)……………九
- 東京都豊島通動寮の運営事業者の公募……………(同)……………九
- 東京都立川通動寮の運営事業者の公募……………(同)……………二〇
- 東京都町田通動寮の運営事業者の公募……………(同)……………二二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二二  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二二

### ●東京都告示第千四百九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき大井一丁目南第一地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 組合の名称  
大井一丁目南第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十六年十月十六日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
品川区大井一丁目及び二丁目各内地
- 四 事務所の所在地  
品川区大井一丁目三十四番十一号
- 五 設立認可の年月日  
平成二十六年十月十六日
- 六 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで

### ●東京都告示第千四百十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)第四条の十八の二第一項の規定により、平成二十二年(以下「第一期」という。)の基準排出量(以下「第一期基準排出量」という。)を決定している事業所について、平成二十七年(以下「第二期」という。)の最初に適用される削減計画期間(以下「第二期」という。)の最初に適用される基準排出量(以下「第二期基準排出量」という。)を改めて定める場合において用いる知事が別に定める方法(以下「基準排出量改定方法」という。)を次のように定める。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。)第五条の十三第一項第一号又は第二号アの規定に基づき第一期基準排出量を決定している場合(条例第五条の十四第二項の規定に基づき第一期基準排出量に変更された場合を除く。)の基準排出量改定方法は、次に掲げる方法のうち特定地球温暖化対策事業者が選択するものとする。

七 公告の方法  
組合事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成二十六年十一月十四日

●東京都告示第千四百十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日

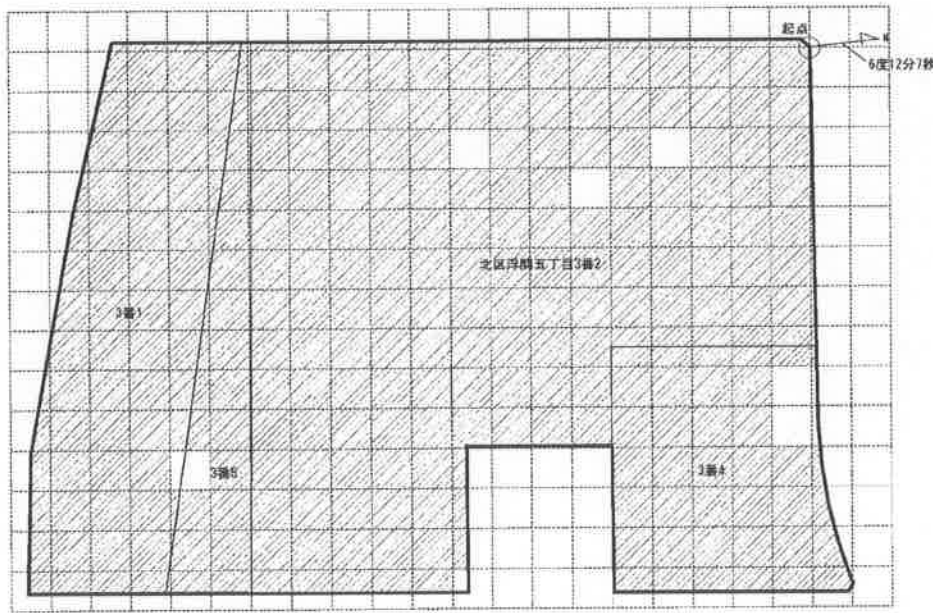
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別添



- 凡例
-  形質変更時要届出区域
  -  単位区画
  -  家境界線
  -  敷地境界線

(起点)  
 起点は、北区浮間五丁目3番2の最北端とする。

(格子の回転角度：6度12分7秒)  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(同)…五
- 規程(交)
- 東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……六
- 東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……六
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……六
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……六
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)…三

### 告示

#### ●東京都告示第百四十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月九日

東京都知事 舛添 要一

#### 一 事業段階関係地域の範囲

中央区 勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目及び豊海町の区域

江東区 豊洲六丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 舛添 要一

新宿区西新宿二丁目八番一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第九十九条の二第二項に定められた特定建築者(民間事業者)

代表者 未定

所在地 未定

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)晴海五丁目西地区開発計画

#### 住宅団地の新築

#### 四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区晴海五丁目の事業区域面積約十八万平方メートルに、住宅棟(板状)二十二棟、住宅棟(超高層タワー)二棟及び商業棟一棟の建設を行うものである。

#### 五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

#### 六 評価書案の縦覧

##### (一) 期間

平成二十七年二月九日から同年三月十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

##### (二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

##### (三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

イ 中央区築地一丁目一番一号

ウ 江東区環境清掃部温暖化対策課

エ 江東区東陽四丁目十一番二十八号

オ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

キ 東京都多摩環境事務所管理課

ク 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

●東京都告示第百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月九日

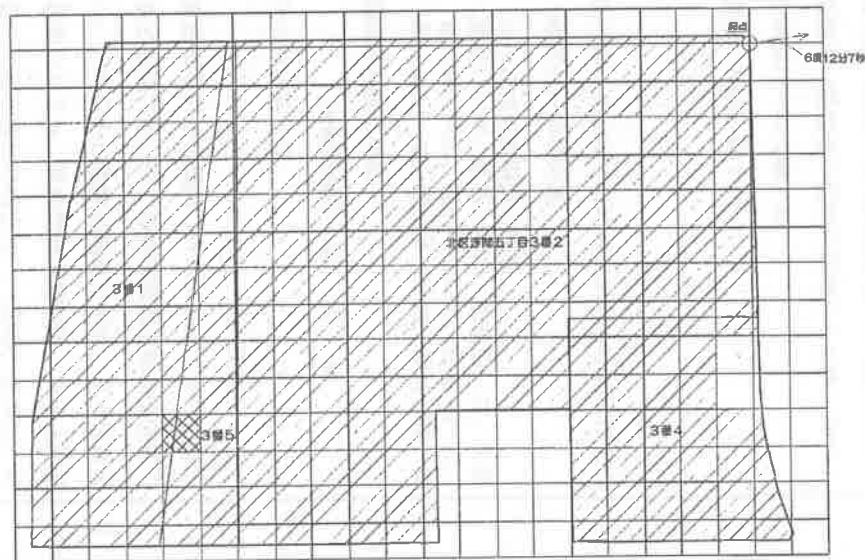
東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間五丁目内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【基点】  
基点は、北區浮間五丁目3番2の北北端とする。

【格子の回転角度(回転角度6度12分7秒)】  
格子の回転角度は、基点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、基点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	対象地
	界線
	届出区域
	形質変更時要届出区域 (この告示による指定する区域)
	形質変更時要届出区域 (平成25年環境省告示第1412号により指定した区域)